

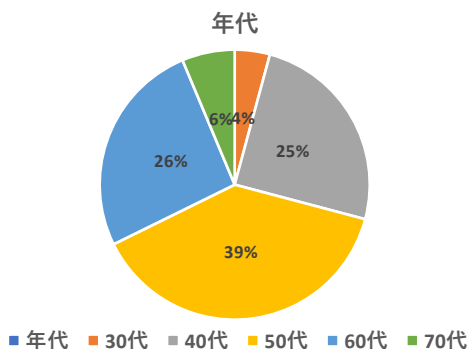
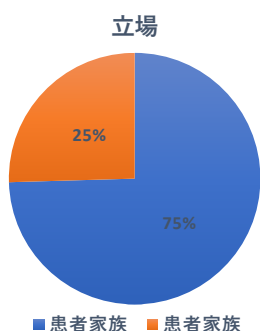
【目的】

我が国では石綿由来の原発性肺癌が中皮腫の約2倍の頻度で発症していると予測されているが、肺癌に対する労災保険制度の認定は中皮腫と同等数である。本調査では、肺癌患者に対して石綿被害に関する知識や石綿暴露の自覚を明らかにする。

【方法】

肺癌の患者・家族を対象にWEBアンケート調査を行い、石綿そのものに加え、その健康被害や労災保険などの知識、及び石綿曝露所見の有無を調査した。

【回答者】



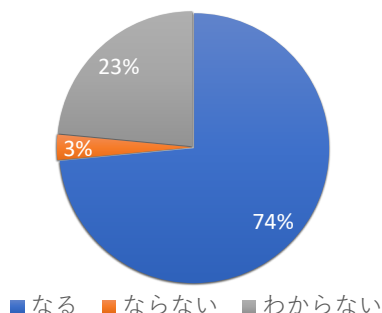
【結果】

石綿の存在は369名のうち「知っている」368名「知らない」1名であり、石綿による健康被害は「知っている」363名、「知らない」6名であった。

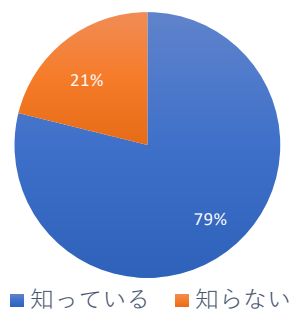
石綿が肺癌の発症要因になるかどうかは298名のうち「なる」219名「ならない」9名「わからない」70名。

石綿を要因とする疾患に対する労災保険などの支援制度の存在は、「知っている」235名「知らない」63名であった。

石綿が肺癌の発症要因になるかどうか



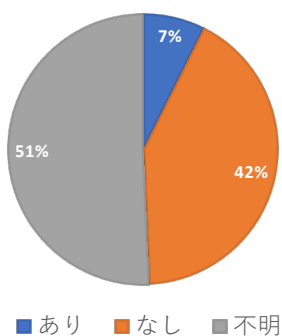
支援制度の存在



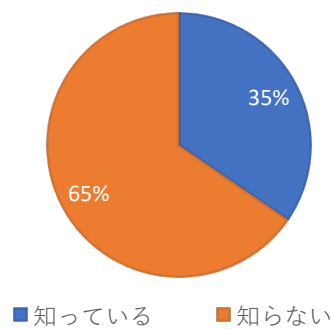
患者自身の石綿 曝露所見の有無は「有り」22名、「無し」125名、「不明」151名であった。

石綿の直接作業以外も曝露要因になりうることを「知っている」103名「知らない」195名であった。

石綿曝露所見の有無



石綿の直接作業以外も曝露要因になりうる



【結論】

本調査では患者の大半が石綿の存在、及び石綿による健康被害を知っていた。さらに過半数以上の患者が肺癌も石綿を要因として発症する可能性があること、石綿が要因であった場合、労災保険などの支援制度に申請できることを知っていた。一方で過半数以上の患者の石綿曝露所見は不明、石綿の直接作業以外における曝露機会の存在を知らない患者も多い。

【課題】

労災保険などの支援制度が適正に利用される為には一層の周知・啓発を行うことが重要である。